

令和5年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月12日（月） 午後2時00分 開議

- 日程第1 議案第7号 村単道路改良工事（村道七久保停車場大鹿線）請負契約の締結について
日程第2 議案第8号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事請負契約の締結について
日程第3 請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める請願書
日程第4 陳情第7号 消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める陳情書
日程第5 発議第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
日程第6 発議第4号 消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める意見書の提出について
日程第7 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
2番 松村利宏
3番 中塚礼次郎
4番 長尾和則
5番 桂川雅信
6番 山崎啓造
7番 島崎敏一
8番 大島歩
9番 大原孝芳
10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|-----------------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長 | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊 | 住民税務課長
会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長 | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長 | 宮崎朋実 | リニア対策室長 | 小林好彦 |
| 教育次長 | 上山公丘 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 松澤清隆
書記 座光寺てるこ

令和5年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和5年6月12日 午後2時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 御参集御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
日程第1 議案第7号 村単道路改良工事(村道七久保停車場大鹿線) 請負契約の締結について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 建設環境課長 議案第7号 村単道路改良工事(村道七久保停車場大鹿線) 請負契約の締結について御説明をいたします。
提案理由は、工事契約を締結するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事であることから本案を提出するものであります。
契約内容については、1 契約の目的 令和5年度村単道路改良工事(村道七久保停車場大鹿線)、2 契約の方法 一般競争入札による契約、3 契約の金額 5,610万円、4 契約の相手方 宮下建設工業株式会社代表取締役 宮下進吾。
以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第8号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事請負契約の締結について

- を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 建設環境課長 議案第8号 三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事請負契約の締結について御説明をいたします。
提案理由は、工事契約を締結するため、中川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事であることから本案を提出するものです。
契約内容は、1 契約の目的 令和5年度三共地区公共施設整備事業村単道路改良及び河川改修工事、2 契約の方法 一般競争入札による契約、3 契約の金額 1億6,764万円、4 契約の相手方 田島建設株式会社代表取締役 桃沢傳。
以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
- 日程第3 請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める請願書
を議題とします。
本件は厚生文教委員会付託してあります。
厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
- 厚生文教委員長 (桂川 雅信) 6月6日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第1号 『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める請願書について、6月7日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。
請願の趣旨は、長野県では2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、

小中学校全学年で 35 人学級となっています、しかし小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく国基準の学級数で配置されているなど、課題も多く残されています、さらには教員不足も深刻で欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためにはさらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です、また義務教育費国庫負担制度については三位一体改革などで国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられており、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育差が生じることは大きな問題です、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠ですとして、請願項目として挙げられた内容は、1 どの子にも行き届いた教育をするためさらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること、また複式学級の学級定員を引き下げること、2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど拡充することという内容でした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見は、「以前から繰り返しこのような請願が出されており、教育現場の強い思いを感じる。安心して子を産み育てていくために、この請願に書かれている内容の実現は必要である」「少人数学級については、教員が児童生徒一人一人に目が行き届き、個々に応じたきめ細かな学習指導を行うことができ、将来を担い、社会の基盤づくりにつながることもたちに豊かな教育を保障する極めて重要なことである」と考える。また、生活指導面でも不登校、いじめ等、問題の早期対応につながるものとする。「教育の機会均等、教育水準の確保のためにも教職員の確保が重要であり、そのための教育予算の拡充は不可欠である。地方自治体では厳しい財政状況が続いており、その中で子どもの教育環境をよりよくしていくために地方財政からの支出が余儀なくされている。国庫支出を元に戻すことで大都市と地方都市との教育格差を是正すべきである」「子育て中の保護者として国庫負担の拡充はぜひとも必要。このままでは都市部と地方でますます格差が広がってしまう」などの意見が出されました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○8 番 (大島 歩) 私は少人数学級推進と教育予算増額の意見書に賛成の立場から討論いたします。

「School Voice Project」という学校現場の声を見える化する、ウェブサイトにある、アンケートのそういうサイトがあるんですけども、その中の2022年11月の記事では教員不足問題について取り上げておまして、この意見書にありますように、35人学級が公立の小学校で実現したことによって、それはよかったんですけども、教員不足が常態化して2022年1月に文科省が公表した実態調査では公立小中高、特別支援学校を合わせて2021年5月現在で2,065人の教員が不足していることが分かったそうです。

これが2022年2023年と、またその流れで教員不足っていうのは常態化しているっていうのは皆さんが御承知のことだと思います。

だからといって、少人数学級というのをまた多人数学級に戻すっていうことは時代の流れからしてもそぐわないですし、子どもたちの豊かな学びを保障したり、いろいろな在り方のきめ細やかな対応をしたりっていうことでは少人数学級は実現すべきことで、同時の教育予算を増額して先生たちの負担が少なくなるように抜本的な定数改善などは必要だと考えます。

また、異次元の少子化対策という国の方針からしましても、どんどん子どもを産んで育てたいって思えることについては、やっぱり家庭のそういう子どもを育てることで負担が大きくなるっていうような思いがなくなるように、全国のどの自治体でも子どもたちの豊かな学びが保障されるために負担率の2分の1への還元なども求めていくべきと考えます。

以上のことから、私は意見書の提出に賛成いたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

討論なしと……。

○5 番 (桂川 雅信) 私はこの請願に賛成する立場で意見を申し述べます。

請願内容に関する意見は審査の中でも多く述べられておりますので、ここでは村の実態と併せて意見を述べたいと思います。

中川村では、昨年、今年と2年続けて小学校の専科教員を村費で採用いたしました。

小学校の専科教員を増員することは国も言っていました、なぜ村費で専科教員を雇用しなければならないのか。

それは、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により、13学級以下の小学校では専科教員がゼロまたは1人と定められているからです。

村の場合は、いつも専科教員に音楽教員を充てているため、必要とされている理科、算数、英語、体育などの専科教員は村で手当てをしなければならなくなっているのが実情です。ここには国が保障する専科教員は大規模校には適用されるが小規模校には適用されないという極めて不当な格差が生じています。

請願で述べているように、子どもたちがどこで生活しようとして、必要な教育がどこにいても受けられるというのが憲法上の要請です。

そもそも専科教員の必要性というのは近年の教科の指導内容から出されたものであって、これ自体が地域の学校の規模、つまり学級数とは全く関係ないのです。大規模校であっても小規模校であっても教科指導上の困難は全く同じなのであって、配置のための基準が必要なのであれば小規模な学校こそ基準にして配置数を見直すべきであります。

国は、教育と医療の予算を、三位一体改革以来、極限まで切り詰めてきました。その結果が教員の成り手不足に表れています。

小手先で教育改革を行うことはもはや不可能な状態にまで来てしまっています。

教育の衰退は国の将来を危うくするものであることを強く申し述べ、請願で寄せられた意見を早期に実現することを要望して、私の賛成意見といたします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 陳情第7号 消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

（松村 利宏） 去る6月6日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第7号 消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める陳情書について、6月7日、役場第1委員会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。

物価高倒産は前年度比3.4倍に上がっています。

この経済状況で予定どおりインボイス制度の実施となれば、コロナ禍や物価高から事業の維持、再建を図ろうとしている中小企業やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

予定どおりの実施となれば数か月後に始まる当制度ですが、いまだに知らない、よく分からないという方が多くいます。ようやく聞いたことはあるという方が増えてきましたが、制度の概要を理解している方が非常に少ない状況です。このように、消費

税法及びインボイス制度は多くの国民、事業者は十分に理解できておらず、対応できる状況にはありません。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

本陳情は消費税インボイス制度自体を否定している者ではない。陳情書にもあるとおり、中小零細業者の理解が十分に進んでいない状況において本年10月からの実施は拙速であるとする。

上伊那農政対策委員会はインボイス制度の農業における影響を緩和する陳情書を採択したが、それに対する答えが出ていない状況で10月から制度が実施されると、農業者やJA等に混乱が生じると予想される。また、信金中央金庫地域・中小企業研究所が出している2023年1月～3月の中小企業緊急レポートによると、現況はインボイス制度の対応は道半ばとされている。インボイス制度自体がまだ周知徹底されていないと思われる。

消費税インボイス制度をいずれ導入することはやむを得ないとする。OECD加盟38か国のうち国内取引にインボイス制度を義務化していないのは日本と売上税制度のアメリカのみであり、経済の国際化を鑑みると、いずれは導入すべき制度である。しかし、現状は準備不足の感が強くするので、実施時期は、本年10月ではなく、もう少し延期すべきだと思う。

以上ですが、意見書の修正がありましたので、この場で述べておきます。

示された意見書案には主文に「インボイス制度の実施を延期」との文言が一切入っておらず、見方によっては制度自体を凍結すべきとの意見書に見えてしまうため、「中小零細業者の事業経営と住民生活に悪影響を及ぼす消費税インボイス制度の実施を延期することを求めます。」というのと「記 消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求めます。」という2つの文章を追加しております。

「国会では、インボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。」とありますが、誤解を招く表現なので、これは削除しました。

以上です。

慎重な御審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○3番 （中塚礼次郎） 私はこの陳情に対する賛成討論を行いたいと思います。

この10月から制度として導入されようとするインボイス（適格請求書等保存方式）制度は、事業の売上げに関わる消費税額から仕入れ経費に関わる消費税額を差し引く仕入れ税額の控除を行うためインボイスの発行が必要となる制度であります。

これまで、年間売上げが1,000万円以下の事業者は、免税業者として消費税を納める必要はありませんでしたが、この制度が導入されれば、インボイスがないと取引先は事業者との取引で支払った分の消費税を控除できなくなり、それを避けるために取引先が取引の中止をしたり消費税分の値引きを強要したりしてくる可能性が非常に高くなります。

課税業者になれば大幅な増税となります。

これにより影響を受ける業種は幅広い業種であります。建設業、配送業、旅客運送業——個人タクシーみたいなものです。農家では、農協や酒造販売以外と取引している飲食業だとか直売所などと取引している農家です。それから小売業、飲食業、個人教主、映像業界——俳優だとか監督だとか、これに携わる職種の人たちです。音楽業界——歌手など、出版業界、美容界、スポーツ協会——スポーツ選手も含まれます。シルバー人材——中川村でも関係があります。副収入としては大家さんだとか太陽光発電を屋根に載せて売電をしておる家庭、自販機を設置しておるオーナー、その他では幅広いフリーランスの方たち、伝統工芸などの職人の方、内職をしておる方、クラウドワーカー、この非常に幅広い業種になるわけです。

厳しい経済状況に加えて、コロナ感染拡大とあらゆる物価の高騰、この上さらにインボイス制度による税率の変わらない消費税増税は、日本経済をさらに低迷させて、地域経済の活性化による長引く不況の打開がますます困難なものになります。

この陳情は制度の実施延期を求めるものでありますが、私は制度の中止を願い、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 発議第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (中塚礼次郎) それでは朗読をもちまして提案といたします。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

2021年度からの5年計画で小学校の35人学級が実現することになりました。しかし、中学校では40人のままとなっています。長野県では2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。しかし、小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

学校現場では、新学習指導要領やGIGAスクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足も深刻で、欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革について」などの政府・与党の決定を経て、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保つための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2024年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、慎重な御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
日程第6 発議第4号 消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める意見書の提出について
を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (長尾 和則) それでは朗読をもちまして提案といたします。
消費税インボイス(適格請求書等保存方式)制度の実施延期を求める意見書
コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比 3.4 倍(中略)に上っています。この経済状況で予定通りのインボイス制度の実施となれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。
消費税免税事業者にとっては、インボイス登録をしないと「契約の打ち切り」「一方的な単価引き下げ」という取引排除の動きも出てきています。登録をすれば、たちまち多大な実務と納税負担に直面します。登録は任意とは言え、取引先との力関係によって、事業の存続や免税の放棄の選択を迫られています。小規模事業者の納税事務負担等に配慮して納税義務を免除するという消費税免税点制度の創設時の趣旨からも逸脱します。
一方で課税事業者にとっては、人材不足や職人不足問題に直面する中で、下請けがインボイス登録事業者であるか否かの確認と新たな取引先の模索に苦慮しています。このように消費税インボイス制度は、登録の判断、消費税の課税・免税に関わらずすべての事業者にとってデメリットしかない制度です。
また、太陽光パネルを設置し売電している家庭や自動販売機を設置している家庭にもインボイス登録に関する働き掛けが行われています。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています。こうした対応は住民の負担増にもつながります。
インボイス制度の影響はなにも事業者だけにとどまりません。不景気が続くと、自社の負担を減らすため社員(雇用契約)を外注化(委託業務解約)に切り替え、社会

保障費や消費税額を低く抑えようとする企業が多く存在します。これにより、正規社員が事業主・フリーランスとされてしまいます。もちろん、インボイス制度が始まれば、外注化させられた方も登録しないと契約が継続できない可能性があり、結果的には首切りが行われる危険性もあります。

予定通りの実施となれば数カ月後には始まる当制度ですが、未だに「知らない」「よく分からない」という方が多くいます。ようやく「聞いたことはある」という方が増えてきましたが、制度の概要を理解している方が非常に少ない状況です。特に免税事業者が、取引先からの一方的な強要により登録をしてしまうケースは多く、課税事業者になって過重な納税負担と実務負担が義務付けられることや消費税簡易課税制度を選択できることを知らずにいます。

そもそも消費税の仕組みや中小業者の実態が周知されていない状況があります。例えば、「消費税は“預り金”ではないか」「免税事業者は“益税”が発生するのではないか」と言われていますが、そもそも消費税は事業者に課せられる直接税です。『消費税は価格の一部』と裁判の判決でも確定し、財務省も『預り金ではない』と説明しています。

このように、消費税法及びインボイス制度については多くの国民・事業者は十分に理解できておらず、対応できる状況にはありません。中小企業団体や税理士等の専門家団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に懸念の声を上げています。まさしく情勢を鑑みれば、本来の最優先事項は地域住民の暮らしと地域経済の活性化です。それは、長期化する不況の打開であり、生活の安定にはかなりません。コロナ危機を乗り越え、展望を持って進もうとしている今、税制で商売や起業意欲を阻害することはあってはなりません。

中小零細業者の事業経営と住民生活に悪影響を及ぼす消費税インボイス制度の実施を延期することを求めます。

記

1 消費税インボイス(適格請求書等保存方式)制度の実施延期を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、慎重な御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

○議長 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
日程第7 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りします。
本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。
○村長 6月定例議会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。
今定例会では、提案いたしました報告4件及び専決処分した7件の承認並びに6件の議案の全てを開会初日に承認と議決をいただいたところであります。
また、本日、工事契約2議案も議決いただき、改めてお礼を申し上げます。
村内の福祉施設及び高齢者憩いの家指定管理者に対する高止まりが続いております
原油高騰支援を急ぎますとともに、村内消費を後押しするプレミアム商品券の交付など、経済支援の対策を早急に実施してまいります。
今年は、例年この時期にあるべき梅雨に6月8日に入ったとの発表がありました。
停滞する前線に向かって台風が湿った空気を送り込み続け、6月2日には村でも大雨となり、村道や林道に被害が発生をしております。
5月8日に国道153号坂戸地籍において崩落した路肩の石積みは、8日の集中的な雨により、さらに崩落し、交通に支障が出ております。交互通行で渋滞が予想されることから、朝の巡回バスの運行を10分早めて本日から運行をしておりますけれども、安全な復旧にはなお時間がかかるものと予想され、しばらくは、通勤の皆様、物流の関係者等、御迷惑をおかけすることになります。
コロナ禍で中止、また代替イベントとして分散型で行ってまいりました中川どんちゃん祭りは、関係する4団体で開催について協議を重ねてきた結果、今年は8月5日に4年ぶりに牧ヶ原文化公園をメイン会場にしまして一堂に会しての開催を決めました。
皆様からの意見を踏まえて、従来の祭りとは少し内容を見直し、各地区から繰り出すみこしは中止し、観客の皆様には目の前で花火を鑑賞していただくスタイルに変更いたします。
和太鼓、アフリカン太鼓、子ども向けキャラクターショー、恒例のビンゴゲーム、

そして出店もあるにぎやかな祭りになります。
6月は土砂災害防止月間であります。災害発生の引き金になる気象に留意し、また警戒しながら梅雨を乗り越え、暑い夏を迎えたいというふうに思います。
議員各位におかれましても御健勝で御活躍いただくことを祈念し、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。
大変お疲れさまでございました。
○議長 これで本日の会議を閉じます。
以上で令和5年6月中川村議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。
○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後2時49分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____